

社会福祉法人偕生会 定款

昭和47年05月06日制定
平成29年4月1日施行

第1章 総則

第1条 (目的)

この社会福祉法人(以下「法人」という)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、また、児童が心身ともに健やかに生まれかつ、育成されることを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - ① 養護老人ホームの経営
 - ② 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - ① 老人短期入所事業の経営
 - ② 老人デイサービス事業の経営
 - ③ 老人居宅介護等事業の経営
 - ④ 小規模多機能型居宅介護事業の経営
 - ⑤ 障害福祉サービス事業の経営
 - ⑥ 放課後児童健全育成事業の経営
 - ⑦ 保育所の経営

第2条 (名称)

この法人は、社会福祉法人偕生会という。

第3条 (経営の原則等)

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2. この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

第4条 (事務所の所在地)

この法人の所在地を沖縄県那覇市に置く。

第2章 役員及び職員

第5条 (役員の数)

この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名を理事長とする。
3. 理事長以外の理事のうち、2名以内を常務理事とすることができる。
4. 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

第6条 (役員を選任)

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第7条 (理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3. 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第8条 (監事の職務及び権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第9条 (役員任期)

理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
3. 理事又は監事は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第10条 (役員解任)

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

第11条 (役員報酬等)

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第12条 (顧問)

この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第13条 (顧問報酬)

顧問の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、顧問の地位にあることのみによっては、支給しない。

2. 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第14条 (職員)

この法人に、職員を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 理事会

第15条 (構成)

理事会は、全ての理事をもって構成する。

2. 理事会に議長をおく。
3. 議長の選任については定款細則に定める。

第16条 (権限)

理事会は、次の職務を行う。但し、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

第17条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第18条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

第19条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第4章 評議員

第20条 (評議員の定数)

この法人には、次の評議員を置く。

評議員 7名

第21条 (評議員の選任及び解任)

この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

第22条 (評議員の任期)

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
3. 評議員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第23条 (評議員の報酬等)

評議員報酬は無報酬とする。

2. 評議員会において別に定める費用弁償の支給の基準に従って算定した額を、費用弁償として支給することができる。

第5章 評議員会

第24条 (構成)

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2. 評議員会に議長をおく。
3. 議長の選任については定款細則に定める。

第25条 (権限)

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第26条 (開催)

評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第27条 (招集)

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第28条 (決議)

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

第29条 (議事録)

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名する。

第6章 資産及び会計

第30条 (資産の区分)

この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 沖縄県糸満市字小波蔵 321 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園園舎 1 棟(6,581.47 m²)
 - (2) 沖縄県糸満市字小波蔵 321 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下付平屋建養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 機械室(25.30 m²)
 - (3) 沖縄県糸満市字小波蔵 321 番地所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鉄板ぶき平屋建養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 物置(67.23 m²)
 - (4) 沖縄県糸満市字小波蔵後原 318 番地所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(1,777.00 m²)
 - (5) 沖縄県糸満市字小波蔵後原 319 番地所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(1,472.00 m²)
 - (6) 沖縄県糸満市字小波蔵後原 320 番地所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(1,753.00 m²)
 - (7) 沖縄県糸満市字小波蔵後原 321 番地所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(2,465.00 m²)
 - (8) 沖縄県糸満市字小波蔵後原 321 番地 2 所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(97.00 m²)
 - (9) 沖縄県糸満市字小波蔵後原 324 番地所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(3,592.00 m²)
 - (10) 沖縄県糸満市字小波蔵後原 325 番地所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(1,126.00 m²)
 - (11) 沖縄県糸満市字小波蔵後原 327 番地所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(1,601.00 m²)
 - (12) 沖縄県糸満市字小波蔵後原 342 番地 1 所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(2,241.00 m²)
 - (13) 沖縄県糸満市字名城東原 286 番地 1 所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(5,517.00 m²)
 - (14) 沖縄県糸満市字名城東原 286 番地 3 所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(915.00 m²)
 - (15) 沖縄県糸満市字名城東原 291 番地 1 所在の養護・特別養護老人ホーム沖縄偕生園 敷地(947.00 m²)
 - (16) 沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 389 番地 5、372 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建養護老人ホーム首里偕生園園舎 1 棟(2,506.25 m²)
 - (17) 沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 389 番地 5、372 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建養護老人ホーム首里偕生園 ボイラー室(152.02 m²)
 - (18) 沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 389 番地、390 番地、389 番地先所在の鉄筋コンクリート造陸・かわら重ねぶき 3 階建特別養護老人ホーム首里偕生園園舎 1 棟(3,501.52 m²)
 - (19) 沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 390 番地 3、390 番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート・陸屋根 6 階建特別養護老人ホーム那覇偕生園園舎 1 棟(5,611.11 m²)
 - (20) 沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 389 番地所在の養護・特別養護老人ホーム首里偕生園 敷地(3,861.43 m²)
 - (21) 沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 389 番地 3 所在の特別養護老人ホーム首里偕生園 敷地(121.50 m²)
 - (22) 沖縄県那覇市首里石嶺町 4 丁目 389 番地 5 所在の養護・特別養護老人ホーム首里偕生園 敷地(2,567.26 m²)

- (23) 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目390番地所在の特別養護老人ホーム那覇偕生園 敷地(1,927.10 m²)
- (24) 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目390番地7所在の養護・特別養護老人ホーム首里偕生園 敷地(24.25 m²)
- (25) 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目390番地3所在の特別養護老人ホーム那覇偕生園 敷地(4,671.04 m²)
- (26) 預金 1,000,000 円

- 3. その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4. 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

第31条 (基本財産の処分)

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

第32条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3. 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

第33条 (事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第34条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

第35条 (会計年度)

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第36条 (会計処理の基準)

この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第37条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

第38条 (種別)

この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 介護予防支援事業
 - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (3) 地域支援事業(相談事業)
 - (4) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業
 - (5) 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売事業
 - (6) 居宅介護支援事業
 - (7) 地域包括支援センターの事業
2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解散

第 39 条 (解散)

この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

第 40 条 (残余財産の帰属)

解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

第 41 条 (定款の変更)

この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄県知事の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款を変更したときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

第 42 条 (公告の方法)

この法人の公告は、社会福祉法人借生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

第 43 条 (施行細則)

この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大城 清正	糸満市字真栄里 342 番地
理事	高津 刈良	東京都武蔵野市吉祥寺南町 4 丁目 3-16 号
理事	親川 富蔵	那覇市首里大名町 1 丁目 369 番地
理事	伊敷 喜蔵	糸満市字糸満 151 番地
理事	大城 考榮	那覇市牧志町 1 丁目 615 番地
理事	玉城 徳一	糸満市字糸満 984 番地の 5
理事	長嶺 秋夫	那覇市字田原 193 番地
理事	上原 重蔵	糸満市字糸満 607 番地
理事	高原 久男	那覇市松山 35 番地
理事	城間 朝教	那覇市前島 3 丁目 21 番地
理事	池原 貞雄	那覇市首里真和志 1 丁目 9 番地
監事	安里 政芳	那覇市山下町 1 丁目 103 番地
監事	呉屋 清徳	大里村字古堅 820 番地の 2

この定款は、行政主席の認可のあった日(昭和 47 年 5 月 6 日)から施行する。

この定款の一部変更は、厚生大臣の認可のあった日(昭和 53 年 2 月 23 日)から施行する。

この定款の一部変更は、厚生大臣の認可のあった日(昭和 59 年 9 月 7 日)から施行する。

この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成元年3月31日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成6年10月28日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成7年6月9日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成12年5月23日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成15年6月5日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成16年3月5日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成16年10月8日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成17年2月25日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成18年1月30日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成18年10月16日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成19年9月28日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成20年9月30日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成21年7月16日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成23年11月16日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成24年3月31日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成24年4月2日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成24年7月4日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成25年3月29日)から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成26年3月17日)から施行する。
この定款は、平成29年4月1日から施行する。
この定款の一部変更は、沖縄県知事の認可のあった日(平成29年9月22日)から施行する。